

# 令和7年度 町民税のしおり

1.1 町県民税を納める方 .....	1
1.2 町県民税が課税されない方（非課税） .....	2
1.3 税額の計算方法 .....	4
1.4 町民税・県民税の計算例 .....	20
1.5 退職所得の分離課税.....	22
1.6 公的年金からの特別徴収.....	24
1.7 町県民税に関する Q&A .....	25

# 1 個人の町民税

市町村は、日常生活に欠かすことのできない、道路・橋梁・公園の設備から、教育、福祉、消防・救急、ごみ処理にいたるさまざまな行政サービスを提供しており、必要な経費をできるだけ多くの住民の方々に税金として広く負担していただくものです。

町民税は県民税とあわせて一般に住民税と言われており、個人の県民税については愛知県の税金ですが、納税者の便宜を図るため、東浦町が個人の町民税とあわせて課税・徴収し、愛知県へ払い込んでいます。

## 1.1 町県民税を納める方

町県民税は、均等割と所得割からなっています。「均等割」は所得にかかわらず一定の額を負担していただくもので、「所得割」は所得に応じて負担していただくものです。それぞれの納税義務者は次のとおりです。

法 24①一、二、法 294①一、二

納税義務者	課税される町県民税額	
	均等割	所得割
町内に住所がある方	●	●
町内に事務所、事業所または家屋敷があり、その町内に住所のない方	●	

町内に住所があるかどうか、また、事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日（課税の基準となる日で、賦課期日といいます。）の状況で判断されます。

例えば、令和6年12月に死亡した方は、令和7年度の町県民税は課税されません。

また、令和7年4月に東浦町からA市に引っ越しをした方の令和7年度の町県民税は、A市ではなく、東浦町で課税されます。

# 1.2 町県民税が課税されない方(非課税)

## 均等割と所得割のいずれも課税されない方

●生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

※医療扶助、教育扶助など生活扶助以外の扶助を受けているだけでは非課税になりません。

法 24 の 5①一、法 295①一

●障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦で、前年中の合計所得金額(\*1)が 135 万円以下の方

※障がい者、ひとり親または寡婦であるかどうかの判定は、前年の 12 月 31 日現在の状況により判断します。

※未成年者であるかどうかの判定は、その年の 1 月 1 日現在の年齢により判断しますが、年齢計算は、出生の日から起算し、暦に従って計算されます。そのため、賦課期日（1 月 1 日）の関係から、令和 7 年度課税分においては、平成 19 年 1 月 3 日以降に生まれ、婚姻していない方が該当します。

法 24 の 5①二、法 295①二

●前年中の合計所得金額(\*1)が、次の算式で求めた金額以下の方

(1) 扶養親族がいる場合：28 万円×（扶養親族+1（本人））+10 万円+16 万 8 千円

(2) 扶養親族がいない場合：28 万円+10 万円

法 24 の 5③、法 295③、施行令 47 の 3、施行規則 9 の 21②

<均等割非課税限度額>

		扶養親族の人数		
		なし	1 人	2 人
前年の合計所得金額		38 万円以下	82 万 8,000 円以下	110 万 8,000 円以下
給与収入金額		93 万円以下	137 万 8,000 円以下	168 万 3,999 円以下
公的年金等 収入金額	65 歳未満	98 万円以下	142 万 8,000 円以下	184 万 4,000 円以下
	65 歳以上	148 万円以下	192 万 8,000 円以下	220 万 8,000 円以下

		3 人	4 人	5 人
前年の合計所得金額		138 万 8,000 円以下	166 万 8,000 円以下	194 万 8,000 円以下
給与収入金額		209 万 9,999 円以下	249 万 9,999 円以下	289 万 9,999 円以下

## 所得割が課税されない方

●前年中の総所得金額等(\*2)が、次の算式で求めた金額以下の方

(1) 扶養親族がいる場合：35万円×(扶養親族+1(本人))+10万円+32万円

(2) 扶養親族がいない場合：35万円+10万円

附則3の3①、④

<所得割非課税限度額>

		扶養親族の人数		
		なし	1人	2人
前年の総所得金額等		45万円以下	112万円以下	147万円以下
給与収入金額		100万円以下	170万3,999円以下	221万5,999円以下
公的年金等 収入金額	65歳未満	105万円以下	186万円以下	232万6,667円以下
	65歳以上	155万円以下	222万円以下	257万円以下

		3人	4人	5人
前年の総所得金額等		182万円以下	217万円以下	252万円以下
給与収入金額		271万5,999円以下	321万5,999円以下	370万3,999円以下

## 所得割の調整措置

所得割の非課税基準の金額を若干上回る所得を有する者の税引き後の所得金額が、非課税基準の金額を下回ることはないよう税額を減ずる措置です。

(1) 扶養親族がいる場合：

$35\text{万円} \times (\text{扶養親族} + 1(\text{本人})) + 10\text{万円} + 32\text{万円} - (\text{総所得金額等}(*2) - \text{算出所得割額}(*3)) = \text{調整額}$

(2) 扶養親族がいない場合： $(35\text{万円} + 10\text{万円}) - (\text{総所得金額等}(*2) - \text{算出所得割額}(*3)) = \text{調整額}$

附則3の3②、⑤

※(1)、(2)の式より出た金額が0、またはマイナスの場合、調整額はありません。

\*1：合計所得金額とは、事業所得、給与所得、雑所得、配当所得、不動産所得などと土地・建物等の譲渡所得（特別控除適用前の所得）など、他の所得と分離して課税される所得との合計額です。分離課税の対象となる退職所得は含まれません。上場株式等の配当所得や源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得は、確定申告をすると合計所得金額に含まれます（ただし、確定申告をしても、住民税で申告不要を選択している場合は含まれません。）。

\*2：総所得金額等とは、「合計所得金額」から「純損失または雑損失等の繰越控除（原則として前年までの所得から差し引けなかった赤字の所得金額や雑損失控除の金額）」を差し引いた後の金額です。純損失、雑損失等の繰越控除がない場合は、合計所得金額と同額になります。

\*3：算出所得割額とは、調整控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別控除適用後の所得割の金額のことです。

# 1.3 税額の計算方法

均等割額と所得割額の合計額が町県民税の年税額となります。

## 均等割額

町民税 3,000 円  
 県民税 1,500 円（うち 500 円は「あいち森と緑づくり税」）  
 森林環境税 1,000 円（国税）

## 所得割額

$$\left( \frac{\text{総所得金額}(*1) - \text{所得控除額}}{\text{課税所得金額}(*2)} \right) \times \text{所得割税率}10\%(*3) - \text{調整控除額} - \text{税額控除額}(*4)$$

（町 6%・県 4%）

\*1：総所得金額とは、純損失、雑損失の繰越控除後の総合課税で課税する所得金額のことです。

総合課税については、「総合課税と分離課税」で確認できます。

\*2：課税所得金額は、1,000 未満の端数を切り捨てます。

\*3：所得割額は、町民税と県民税の別に計算し、100 円未満の端数を切り捨てます。

\*4：税額控除額には、配当控除額、住宅ローン控除額、寄附金税額控除額、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額などがあります。

※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

## 総合課税と分離課税

町県民税の所得割額は、原則、前年中の各種所得金額をすべて合算して計算し、課税します。これを「総合課税」といいます。

ただし、退職所得、土地・建物や株式等の譲渡所得等、先物取引にかかる雑所得等、山林所得に対する所得割については、特例により、他の所得と分離して計算し、課税します。これを「分離課税」といいます。

総合課税	分離課税
・事業所得（営業等、農業）	・土地、建物等の譲渡所得
・不動産所得	・上場株式等に係る配当所得
・配当所得	・株式等に係る譲渡所得
・雑所得	・先物取引に係る雑所得
・総合課税の短期譲渡所得	・退職所得
・総合課税の長期譲渡所得	・山林所得
	・利子所得
	・給与所得
	・一時所得

## 所得の種類と計算

所得金額は、前年中（1月1日から12月31日まで）の収入金額から、その収入を得るための必要経費または法律で定められている一定の控除額を差し引いて計算します。

所得の種類		所得金額の計算方法	
総合課税	給与所得	サラリーマン・アルバイト・パートの給与、賞与など 収入金額－給与所得控除額（－所得金額調整控除※ <sup>1</sup> ）	
	雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金など 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額
		その他	講演料など他の所得にあてはまらない所得 公的年金等以外の収入金額－必要経費
	事業所得	農業、小売業、保険外交員などの事業による所得 収入金額－必要経費	
	不動産所得	地代、家賃、権利金、駐車場代など 収入金額－必要経費	
	配当所得	株式や出資の配当、一定の投資信託の収益の分配金など 収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子	
	総合譲渡所得	自動車、機械などの財産を売った場合 【長期】 {収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額}×1/2 【短期】 収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額	
	一時所得	生命保険の満期返戻金など (収入金額－必要経費－特別控除額)×1/2	
利子所得	公債・社債、預貯金などの利子※ <sup>2</sup> 収入金額＝所得金額		
分離課税	分離譲渡所得	土地、建物などを売った場合 収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額	
		株式などを売った場合 収入金額－（取得原価＋諸費用等）	
	上場株式等の配当所得	株式や出資の配当、一定の投資信託の収益の分配金など 収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子	
	先物取引に係る雑所得等	先物取引による所得 収入金額－必要経費	
	山林所得	山林の伐採などによる所得 収入金額－必要経費－特別控除額	
退職所得	退職金、一時恩給など (収入金額－退職所得控除額)×1/2 1/2が適用されない場合があります。詳しくはP.23をご確認ください。		

※<sup>1</sup>所得金額調整控除については、P.7をご確認ください。

※<sup>2</sup>公債・社債、預貯金などの利子については、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、道府県民税の利子割5%）で源泉分離課税されているので、申告の必要はありません。

## 非課税所得

次のような所得は非課税所得とされ、所得税や町県民税の対象になりません。

- 傷病者や遺族などが受け取る年金や恩給など（遺族年金、障害年金）
- 給与所得者の出張旅費、通勤手当
- 児童手当、児童扶養手当

- 損害保険金、損害賠償金、慰謝料
- 雇用保険の失業給付 など

## 給与所得金額の計算方法

給与所得の金額は、給与の収入金額に応じ、次の表のとおり計算します。

給与収入金額		給与所得金額
550,999 円以下		0 円
551,000 円以上	1,618,999 円以下	収入金額 - 550,000 円
1,619,000 円以上	1,619,999 円以下	1,069,000 円
1,620,000 円以上	1,621,999 円以下	1,070,000 円
1,622,000 円以上	1,623,999 円以下	1,072,000 円
1,624,000 円以上	1,627,999 円以下	1,074,000 円
1,628,000 円以上	1,799,999 円以下	$\boxed{A}(*1) \times 60\% + 100,000$ 円
1,800,000 円以上	3,599,999 円以下	$\boxed{A}(*1) \times 70\% - 80,000$ 円
3,600,000 円以上	6,599,999 円以下	$\boxed{A}(*1) \times 80\% - 440,000$ 円
6,600,000 円以上	8,499,999 円以下	$\boxed{A}(*1) \times 90\% - 1,100,000$ 円
8,500,000 円以上		収入金額 - 1,950,000 円

\*1:  $\boxed{A}$ は、給与収入金額を4で割り、1,000円未満の端数を切り捨て、再び4を掛けます。

(例) 給与収入金額が2,623,000円の場合

(1)  $2,623,000 \text{ 円} \div 4 = 655,750 \text{ 円} \rightarrow 655,000 \text{ 円}$  (1,000円未満切捨て)

(2)  $655,000 \text{ 円} \times 4 = 2,620,000 \text{ 円} \rightarrow \boxed{A}$

## 公的年金等の雑所得金額の計算方法

公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金など）の雑所得の金額は、受給した方の年齢や公的年金等の収入金額に応じ、次の表のとおり計算します。

○公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額※<sup>1</sup> 1,000万円以下

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満の方	1,300,000 円以下	収入金額 - 600,000 円
	1,300,001 円以上 4,100,000 円以下	収入金額 $\times$ 75% - 275,000 円
	4,100,001 円以上 7,700,000 円以下	収入金額 $\times$ 85% - 685,000 円
	7,700,001 円以上 10,000,000 円以下	収入金額 $\times$ 95% - 1,455,000 円
	10,000,001 円以上	収入金額 - 1,955,000 円
65歳以上の方	3,300,000 円以下	収入金額 - 1,100,000 円
	3,300,001 円以上 4,100,000 円以下	収入金額 $\times$ 75% - 275,000 円
	4,100,001 円以上 7,700,000 円以下	収入金額 $\times$ 85% - 685,000 円
	7,700,001 円以上 10,000,000 円以下	収入金額 $\times$ 95% - 1,455,000 円
	10,000,001 円以上	収入金額 - 1,955,000 円

※前年の12月31日現在の年齢により判断します。

○公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額※<sup>1</sup> 1,000万円超 2,000万円以下

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満の方	1,300,000円以下	収入金額－500,000円
	1,300,001円以上 4,100,000円以下	収入金額×75%－175,000円
	4,100,001円以上 7,700,000円以下	収入金額×85%－585,000円
	7,700,001円以上 10,000,000円以下	収入金額×95%－1,355,000円
	10,000,001円以上	収入金額－1,855,000円
65歳以上の方	3,300,000円以下	収入金額－1,000,000円
	3,300,001円以上 4,100,000円以下	収入金額×75%－175,000円
	4,100,001円以上 7,700,000円以下	収入金額×85%－585,000円
	7,700,001円以上 10,000,000円以下	収入金額×95%－1,355,000円
	10,000,001円以上	収入金額－1,855,000円

※前年の12月31日現在の年齢により判断します。

○公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額※<sup>1</sup> 2,000万円超

年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満の方	1,300,000円以下	収入金額－400,000円
	1,300,001円以上 4,100,000円以下	収入金額×75%－75,000円
	4,100,001円以上 7,700,000円以下	収入金額×85%－485,000円
	7,700,001円以上 10,000,000円以下	収入金額×95%－1,255,000円
	10,000,001円以上	収入金額－1,755,000円
65歳以上の方	3,300,000円以下	収入金額－900,000円
	3,300,001円以上 4,100,000円以下	収入金額×75%－75,000円
	4,100,001円以上 7,700,000円以下	収入金額×85%－485,000円
	7,700,001円以上 10,000,000円以下	収入金額×95%－1,255,000円
	10,000,001円以上	収入金額－1,755,000円

※前年の12月31日現在の年齢により判断します。

※<sup>1</sup>「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」とはその年中の公的年金等の収入がないものとして計算した場合における合計所得金額（繰越損失の控除前の金額）をいいます。

## 所得金額調整控除

次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超える者で次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する者
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者

次のとおり計算します。

所得金額調整控除 = (給与等の収入金額※<sup>1</sup> - 850万円) × 10%

※<sup>1</sup>給与等の収入金額が1,000万円超の場合は、1,000万円として計算する。

## 2. 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する場合

次のとおり計算します。

所得金額調整控除 =  $(A※^2 + B※^3) - 10$  万円

A※<sup>2</sup> 給与所得金額が 10 万円を超える場合は 10 万円として計算する。

B※<sup>3</sup> 公的年金等に係る雑所得が 10 万円を超える場合は 10 万円として計算する。

※ 1 及び 2 の両方に該当する場合は、1 の控除後に 2 の金額が適用されます。

## 所得控除の種類

納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、配偶者や扶養親族の有無、病気や災害などによる臨時的な支出の有無などの個人的事情を考慮して、所得金額から所得控除額を差し引くことになっています。所得控除の種類と控除額は、次のとおりです。

なお、医療費や保険料などは前年中に支払ったものが対象となり、年齢などの要件は前年の12月31日現在の状況で判断します。

種 類	控 除 額
1 雑 損 控 除	次の①と②のいずれか多い方の金額 ①(損失額－保険金等による補てん金額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出の金額－5万円
2 医 療 費 控 除	医療費控除を選択した場合 (支払った医療費－保険金等による補てん金額)－{10万円と(総所得金額等の合計額×5%)のいずれか少ない方の金額} ※限度額200万円  セルフメディケーション税制※ <sup>1</sup> を選択した場合 特定一般用医薬品等購入費の合計額(保険金等により補填される部分の金額を除く)－1万2千円 ※限度額8万8千円  ※ <sup>1</sup> 「セルフメディケーション税制」とは、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として <u>一定の取組を行う個人</u> が、スイッチO T C医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができます。ただし、医療費控除かセルフメディケーション税制のどちらかしか選択できません。
3 社 会 保 険 料 控 除	健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、雇用保険料などを支払った金額
4 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金や心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合

種 類	控 除 額																				
5 生命保険料控除	<p>生命保険料控除額＝一般生命保険料控除額＋個人年金保険料控除額＋介護医療保険料分控除額（限度額 70,000 円）</p> <p>① 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のうち、新契約の計算方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000 円超 32,000 円以下</td> <td>支払保険料×1/2+6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,000 円超 56,000 円以下</td> <td>支払保険料×1/4+14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,000 円超</td> <td>28,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②一般生命保険料、個人年金保険料のうち、旧契約の計算方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000 円超 40,000 円以下</td> <td>支払保険料×1/2+7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,000 円超 70,000 円以下</td> <td>支払保険料×1/4+17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,000 円超</td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③一般生命保険料、個人年金保険料のうち新契約と旧契約の両方がある場合 新契約と旧契約で計算した控除額（限度額 28,000 円）を合計します。ただし、旧契約だけで計算した控除額が 28,000 円を超える場合は、旧契約だけ（限度額 35,000 円）で計算します。</p>	支払保険料	控除額	12,000 円以下	全額	12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2+6,000 円	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4+14,000 円	56,000 円超	28,000 円	支払保険料	控除額	15,000 円以下	全額	15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料×1/2+7,500 円	40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料×1/4+17,500 円	70,000 円超	35,000 円
支払保険料	控除額																				
12,000 円以下	全額																				
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2+6,000 円																				
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4+14,000 円																				
56,000 円超	28,000 円																				
支払保険料	控除額																				
15,000 円以下	全額																				
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料×1/2+7,500 円																				
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料×1/4+17,500 円																				
70,000 円超	35,000 円																				
6 地震保険料控除	<p>地震保険料控除額＝地震保険料控除額＋旧長期損害保険料控除額（限度額 25,000 円）</p> <p>①地震保険料の計算方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円以下</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000 円超</td> <td>25,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧長期損害保険料の計算方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000 円超 15,000 円以下</td> <td>支払保険料×1/2+2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円超</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1つの保険契約が、地震保険契約と旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。</p>	支払保険料	控除額	50,000 円以下	1/2	50,000 円超	25,000 円	支払保険料	控除額	5,000 円以下	全額	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2+2,500 円	15,000 円超	10,000 円						
支払保険料	控除額																				
50,000 円以下	1/2																				
50,000 円超	25,000 円																				
支払保険料	控除額																				
5,000 円以下	全額																				
5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2+2,500 円																				
15,000 円超	10,000 円																				

種 類	控 除 額
7 障害者控除	<p>本人、控除対象配偶者または扶養親族が障害者の場合</p> <p>①障害者1人につき 26万円 ※身体障害者手帳3～6級、療育手帳B・C（中・軽度）、精神障害者保健福祉手帳2・3級などの方が該当します。</p> <p>②特別障害者1人につき 30万円 ※身体障害者手帳1・2級、療育手帳A（重度）、精神障害者保健福祉手帳1級などの方が該当します。</p> <p>③同居特別障害者1人につき 53万円</p>
8 寡婦控除	<p>①夫と死別または離婚後婚姻していない方で、扶養親族または生計を一にする子(※<sup>2</sup>)があり、合計所得金額が500万円以下の方 26万円</p> <p>②夫と死別後婚姻していない方で、合計所得金額が500万円以下の方 26万円</p> <p>※<sup>2</sup>総所得金額等が48万円以下で、他の者の控除対象配偶者または扶養親族でない子に限ります。 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載ある方は対象外</p>
9 ひとり親控除	<p>婚姻歴の有無に関わらず、生計を一にする子(※<sup>2</sup>)があり、合計所得金額が500万円以下の方 30万円</p> <p>※<sup>2</sup>総所得金額等が48万円以下で、他の者の控除対象配偶者または扶養親族でない子に限ります。 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載ある方は対象外</p>
10 勤労学生控除	<p>給与所得などの勤労による所得がある納税義務者のうち、大学、高等学校等の学生であり、合計所得金額が75万円以下（給与収入のみの場合：130万円以下）で、給与所得以外の勤労によらない所得が10万円以下の場合 26万円</p>

種 類	控 除 額			
11 配偶者控除	本人と生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合			
		納税義務者の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万超 950 万以下	950 万円超 1,000 万円以下
		控除額		
	一般の控除対象配偶者 (69 歳以下の方)	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者 (70 歳以上の方)	38 万円	26 万円	13 万円	
<p>※前年の 12 月 31 日現在の年齢により判断します。</p> <p>※納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には控除を受けることができません。</p> <p>※納税義務者合計所得金額の上限なく、配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合、その配偶者を「同一生計配偶者」と言います。住民税での「扶養親族の数」の対象となります。</p>				
12 配偶者特別控除		納税義務者の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万超 950 万以下	950 万円超 1,000 万円以下
	配偶者の合計所得金額	控除額		
	48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
133 万円超	0 円			
<p>※納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には控除を受けることができません。</p>				

種 類	控 除 額
13 扶 養 控 除	<p>納税義務者と生計を一にする配偶者以外の親族のうち、合計所得金額が 48 万円以下の場合</p> <p>①一般扶養親族（16 歳以上 18 歳以下・23 歳以上 69 歳以下） 33 万円</p> <p>②特定扶養親族（19 歳以上 22 歳以下） 45 万円</p> <p>③老人扶養親族（70 歳以上） 38 万円</p> <p>④老人扶養親族のうち、納税義務者または配偶者の（祖）父母等で同居の扶養親族 45 万円</p> <p>※前年の 12 月 31 日現在の年齢により判断します。          ※税制改正により、平成 24 年度分の町県民税から、15 歳以下の扶養親族の扶養控除（33 万円）は廃止されました。なお、15 歳以下の扶養親族の障害者控除は引き続き控除対象となります。</p>
14 基 礎 控 除	<p>納税義務者の合計所得金額が</p> <p>①2,400 万円以下の方 43 万円</p> <p>②2,400 万円超 2,450 万円以下の方 29 万円</p> <p>③2,450 万円超 2,500 万円以下の方 15 万円</p> <p>④2,500 万円超の方 適用なし</p>

## 総合課税の税率

課税総所得金額（総所得金額(\*1)から所得控除額を差し引いた後の金額）に、次の税率を乗じて、所得割額を計算します。

町民税	県民税
6%	4%

\*1：総所得金額とは、利子所得、配当所得（申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当を除きます。）、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の合計額（所得に赤字の金額がある場合は、原則として他の所得と通算した後の金額）で、「損失の繰越控除」後の金額です。

## 土地・建物等の譲渡所得等の分離課税の税率

土地・建物等の譲渡による所得などについては、それぞれの所得ごとに次の税率により所得割額を計算します。

分離課税の区分		町民税	県民税
短期譲渡所得		5.4%	3.6%
短期譲渡所得（国等に対する譲渡）		3%	2%
長期譲渡所得		3%	2%
長期譲渡所得 （優良住宅地の造成等のための譲渡）	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	2,000万円超の部分	3%	2%
長期譲渡所得 （居住用財産の譲渡）	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円超の部分	3%	2%
株式等の譲渡所得		3%	2%
上場株式等の配当所得		3%	2%
先物取引に係る雑所得等		3%	2%

※短期譲渡・・・譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡をいいます。

※長期譲渡・・・譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡をいいます。

## 調整控除(所得税との人的控除額の差の調整)

平成 19 年度に実施された国から地方への税源移譲に伴い、所得税および町県民税の税率が変更されましたが、町県民税では所得税よりも扶養控除、基礎控除等の人的控除額が低く設定されているため、変更後の税率をそのまま適用すると、所得税と町県民税を合わせた税額が税源移譲前より増加する場合があります。この負担増を調整するため、次のように計算した額を所得割額から控除します。

※合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除は適用されません。

### ●町県民税の合計課税所得金額(\*1)が 200 万円以下の方

次の①または②のいずれか少ない金額×5%（町民税3%・県民税2%）＝調整控除額

- ①人的控除額の差の合計額
- ②町県民税の合計課税所得金額

### ●町県民税の合計課税所得金額(\*1)が 200 万円超の方

{人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）}（\*2）×5%（町民税3%・県民税2%）  
＝調整控除額

\*1：合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

\*2：{ } 内の額が 50,000 円以下の場合は、50,000 円として計算します。

町県民税と所得税との人的控除額の差は次の表のとおりです。

控除の種類		控除額			
		所得税	町県民税	差額	
障害者控除	普通	27万円	26万円	1万円	
	特別	40万円	30万円	10万円	
	同居特別障害者	75万円	53万円	22万円	
寡婦控除		27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除	父			1万円	
	母			5万円	
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円	
配偶者控除	一般	納税者本人の合計所得金額が 900 万以下	38 万円	33 万円	5 万円
		納税者本人の合計所得金額が 900 万超 950 万以下	26 万円	22 万円	4 万円
		納税者本人の合計所得金額が 950 万超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	2 万円
	老人 (70 歳以上)	納税者本人の合計所得金額が 900 万以下	48 万円	38 万円	10 万円
		納税者本人の合計所得金額が 900 万超 950 万以下	32 万円	26 万円	6 万円
		納税者本人の合計所得金額が 950 万超 1,000 万円以下	16 万円	13 万円	3 万円
配偶者特別控除 (納税者本人の合計所 得金額が 900 万以下)	配偶者の合計所得金額が 48 万円超 50 万円以下	38 万円	33 万円	5 万円	
	配偶者の合計所得金額が 50 万円以上 55 万円未満	36 万円	33 万円	3 万円	

配偶者特別控除 (納税者本人の合計所得金額が900万超950万以下)	配偶者の合計所得金額が48万円超50万円未満	26万円	22万円	4万円
	配偶者の合計所得金額が50万以上55万円未満	24万円	22万円	2万円
配偶者特別控除 (納税者本人の合計所得金額が950万超1,000万円以下)	配偶者の合計所得金額が48万円超50万円未満	13万円	11万円	2万円
	配偶者の合計所得金額が50万以上55万円未満	12万円	11万円	1万円
扶養控除	一般(16歳以上18歳以下・23歳以上69歳以下)	38万円	33万円	5万円
	特定(19歳以上22歳以下)	63万円	45万円	18万円
	老人(70歳以上)	48万円	38万円	10万円
	同居老親等(老人のうち同居の父母等)	58万円	45万円	13万円
基礎控除				5万円

## 配当控除

配当の原資となる法人の利益に対して課税される法人税との二重課税を防止するため、国内に本店を有する法人から受ける配当所得（申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得を除きます。）がある場合には、次の配当等の種類により計算した額を所得割額から控除します。

種類	1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		1,000万円超の部分に含まれる配当所得	
	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

## 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年～令和7年12月に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方のうち、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方について、次のいずれか少ない金額を所得割額から控除します。

- 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額（町民税 3/5・県民税 2/5）
- 住宅ローン控除限度額（町民税 3/5・県民税 2/5）

住宅ローン控除限度額は、次の表のとおりです。

平成21年～ 平成26年3月31日に 入居した方	平成26年4月1日～ 令和3年12月31日に 入居した方(*2)	令和4年1月1日～ 令和7年12月31日に 入居した方(*2)
所得税の課税総所得金額等(*1) の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等(*1) の7% (最高136,500円)	所得税の課税標準額等(*1)の 5% (最高97,500円)

\*1：課税総所得金額等とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額

\*2：令和4年12月31日までに入居した方で、消費税率10%で住宅を購入された方かつ、一定期間内に住宅取得等の契約を締結した場合所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額に7%を乗じて得た額（最高136,500円）

※平成26年4月1日以降に入居した方でも、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が5%の場合は、所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）が控除限度額になります。

※平成19・20年入居の方は、所得税の住宅ローン控除について、特例措置（控除額を減らし、控除期間を15年に延長できる）を選択できるため、所得税から控除しきれなかった額があっても、住民税から控除することはできません。

## 寄附金税額控除

前年中に都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金および所得税の控除対象寄附金のうち地方公共団体が条例により指定した寄附金を支払った場合に、次の①、②、③で計算した合計額を所得割額から控除します。

ただし、②は都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）の場合のみ、③は都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、ふるさと納税ワンストップ特例に係る申請書（申告特例申請書）を提出された場合のみ適用されます。

### ①基本控除額

{寄附金の合計額(\*1) - 2,000円} × 10% (町民税6%・県民税4%) = 基本控除額

\*1：寄附金の合計額は総所得金額等の30%が上限となります。

### ②特例控除額

{都道府県・市区町村に対する寄附金の合計額 - 2,000円} × {90% - 所得税の税率 × 1.021} (\*3)  
= 特例控除額(\*2) (町民税3/5・県民税2/5)

\*2：特例控除額は所得割額の20%が上限となります。

(平成26年12月31日以前の寄附金については、所得割額の10%が上限となります。)

\*3：{ } 内の計算は、次の表のとおりです。

住民税の課税総所得金額 - 人的控除の差	所得税の税率	{90% - 所得税の税率 × 1.021}
195万円以下	5%	84.895%
195万円超 330万円以下	10%	79.79%
330万円超 695万円以下	20%	69.58%
695万円超 900万円以下	23%	66.517%
900万円超 1,800万円以下	33%	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	49.16%
4,000万円超	45%	44.055%

### ③申告特例控除額（ふるさと納税ワンストップ特例に係る申請書を提出された方のみ）

特例控除額 × {(所得税の税率 × 1.021) ÷ (90% - 所得税の税率 × 1.021)} (\*4) = 申告特例控除額

\*4：{ } 内の計算は、次の表のとおりです。

所得税の課税総所得金額 - 人的控除の差	所得税の税率	{(所得税の税率 × 1.021) ÷ (90% - 所得税の税率 × 1.021)}
195万円以下	5%	84.895分の5.105
195万円超 330万円以下	10%	79.79分の10.21
330万円超 695万円以下	20%	69.58分の20.42
695万円超 900万円以下	23%	66.517分の23.483
900万円超	33%	56.307分の33.693

※確定申告の提出が義務付けられている方や確定申告書（町県民税の申告書も含む）を提出された方、ふるさと納税ワンストップ特例に係る申請書（申告特例申請書）の提出先が6団体以上の方などについては、当該制度は適用できません。あらかじめ確定申告にて寄附金控除を申告されている方を除き、寄附金税額控除の適用を受けるためには、確定申告書を提出していただく必要があります。

## 配当割額控除または株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当等で支払い時において住民税が徴収された配当所得または源泉徴収口座における株式等譲渡所得がある方が、これらの所得を含めて申告した場合に、次のように計算した額を町民税・県民税から控除します。控除することができなかった額がある場合は、その額を還付または充当します。

	控除額
町民税	配当割額・株式等譲渡所得割額×3/5
県民税	配当割額・株式等譲渡所得割額×2/5

# 1.4 町民税・県民税の計算例

## 給与所得者の例(令和7年度分の町民税・県民税)

- ・ 給与収入  $6,542,720 \text{ 円} \div 4 = 1,635,000 \text{ 円}$  (千円未満端数切捨)  
 $1,635,000 \times 4 = 6,540,000 \text{ 円}$  ..... ㉑
- ・ 給与所得  $6,540,000 \text{ 円} (㉑) \times 80\% - 440,000 \text{ 円} = 4,792,000 \text{ 円}$  ..... ㉒
  
- ・ 所得控除
  - 社会保険料控除 725,500 円
  - 生命保険料控除 70,000 円
  - 地震保険料控除 22,000 円
  - 配偶者控除 330,000 円
  - 扶養控除  $450,000 \text{ 円} + 330,000 \text{ 円} = 780,000 \text{ 円}$   
 (19歳の子…45万円、16歳の子…33万円、12歳の子0円)
  - 基礎控除 430,000 円
  - 計 2,357,500 円 ..... ㉓
  
- ・ 課税総所得金額  $4,792,000 \text{ 円} - 2,357,500 \text{ 円} = 2,434,500 \text{ 円} \rightarrow 2,434,000 \text{ 円}$  (1,000円未満切捨て)  
 ( ㉒ - ㉓ )
- ・ 町民税所得割額  $2,434,000 \text{ 円} \times 6\% = 146,040 \text{ 円}$  ..... ㉔
- ・ 県民税所得割額  $2,434,000 \text{ 円} \times 4\% = 97,360 \text{ 円}$  ..... ㉕
  
- ・ 調整控除額 所得税との人的控除額の差  $50,000 \text{ 円} + 230,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} = 330,000 \text{ 円}$   
 (配偶者控除) (扶養控除) (基礎控除)
- ※合計課税所得金額が200万円超となるため、調整控除額は、{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)}  $\times 5\%$  (町3% 県2%)で計算する(50,000円以下の場合は50,000円)。  
 $\{330,000 \text{ 円} - (2,434,000 \text{ 円} - 2,000,000 \text{ 円})\} \times 5\% < 50,000 \text{ 円}$   
 町民税調整控除額:  $50,000 \text{ 円} \times 3\% = 1,500 \text{ 円}$  ..... ㉖  
 県民税調整控除額:  $50,000 \text{ 円} \times 2\% = 1,000 \text{ 円}$  ..... ㉗
  
- ・ 町民税均等割額 3,000 円 ..... ㉘
- ・ 県民税均等割額 1,500 円 ..... ㉙
- ・ 森林環境税 1,000 円 ..... ㉚
  
- ・ 町民税額  $146,040 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円} = 144,500 \text{ 円}$  (100円未満切捨て)  
 $144,500 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円} = 147,500 \text{ 円}$  ..... ㉛  
 ( ㉔ - ㉖ + ㉘ )
- ・ 県民税額  $97,360 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} = 96,300 \text{ 円}$  (100円未満切捨て)  
 $96,300 \text{ 円} + 1,500 \text{ 円} = 97,800 \text{ 円}$  ..... ㉜  
 ( ㉕ - ㉗ + ㉙ )

●町県民税・森林環境税の合計額  $147,500 \text{ 円} + 97,800 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} = 246,300 \text{ 円}$  ( ㉛ + ㉜ + ㉚ )

## 公的年金等受給者の例(令和7年度分の町民税・県民税)

- ・雑所得 2,463,464円 - 1,100,000円 = 1,363,464円①  
(74歳の場合)
  
- ・所得控除
 

医療費控除	101,530円	
社会保険料控除	249,100円	(国民健康保険税 158,800円 + 介護保険料 90,300円)
生命保険料控除	16,000円	
地震保険料控除	2,000円	
配偶者控除	380,000円	(妻73歳の場合)
基礎控除	430,000円	
計	1,178,630円	..... ②
  
- ・課税総所得金額 1,363,464円 - 1,178,630円 = 184,834円 → 184,000円 (1,000円未満切捨て)  
(① - ②)
  
- ・町民税所得割額 184,000円 × 6% = 11,040円 ..... ③
- ・県民税所得割額 184,000円 × 4% = 7,360円 ..... ④
  
- ・調整控除額 所得税との人的控除額の差 100,000円 + 50,000円 = 150,000円  

(配偶者控除)	(基礎控除)
---------	--------
  
- ※合計課税所得金額が200万円以下となるため、調整控除額は、「人的控除額の差の合計額」または「町県民税の合計課税所得金額」のいずれか少ない金額 × 5% (町3% 県2%) で計算する。
  
- 150,000円 < 184,000円
- 町民税調整控除額：150,000円 × 3% = 4,500円 ..... ⑤
- 県民税調整控除額：150,000円 × 2% = 3,000円 ..... ⑥
  
- ・町民税均等割額 3,000円 ..... ⑦
- ・県民税均等割額 1,500円 ..... ⑧
- ・森林環境税 1,000円 ..... ⑨
  
- ・町民税額 11,040円 - 4,500円 = 6,500円 (100円未満切捨て)  
6,500円 + 3,000円 = 9,500円 ..... ⑩  
(③ - ⑤ + ⑦)
  
- ・県民税額 7,360円 - 3,000円 = 4,300円 (100円未満切捨て)  
4,300円 + 1,500円 = 5,800円 ..... ⑪  
(④ - ⑥ + ⑧)
  
- 町県民税・森林環境税額 9,500円 + 5,800円 + 1,000円 = 16,300円 (⑩ + ⑪ + ⑨)

# 1.5 退職所得の分離課税

退職所得に対する町県民税については、退職金が支払われた年に、他の所得と分離して課税され、退職金の支払者が退職金から差し引いてその年の1月1日に居住する市町村に納めます。

法 328

## 退職所得に対する税額の計算方法

- ① 勤続5年以下の役員等に支払われる退職所得等  
 $(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \text{税率} 10\%$  (町5%・県4%)
- ② 勤続年数5年以下の役員等以外の人に支払われる退職所得等
  - ・退職所得等の金額から退職所得控除を控除した後の金額が300万円以下の場合  
 $(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率} 10\%$  (町6%・県4%)
  - ・退職所得等の金額から退職所得控除を控除した後の金額が300万円を超える場合  
 $\{150 \text{万円} + \text{退職手当等の金額} - (300 \text{万円} + \text{退職所得控除額})\} \times \text{税率} = \text{税額}$
- ③ 上記以外の人に支払われる退職手当等の場合  
 $(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率} 10\%$  (町5%・県4%)

※令和4年1月1日以降に受け取る退職手当より適用されます。

退職所得控除額は、次の表のとおり計算します。

勤続年数	退職所得控除額
勤続年数 20 年以下の場合	40 万円×勤続年数 ※80 万円に満たない場合は 80 万円
勤続年数 20 年超の場合	70 万円×勤続年数 - 600 万円 ※800 万円 + 70 万円×(勤続年数 - 20 年)

※勤続年数は、1年未満の端数を1年に切り上げて計算します。

(例) 10年2ヶ月の場合→勤続年数 11年

※障害者になったことにより退職した場合は、上記により計算した金額に100万円を加算します。

(例) 退職金の支給額が2,465万円、勤続年数が37年6ヶ月の場合(役員等以外)

(1) 退職所得控除額を計算します。

70万円×38年 - 600万円 = 2,060万円

(2) 退職所得金額を計算します。

(2,465万円 - 2,060万円) × 1/2 = 2,025,000円 (1,000円未満切捨て)

(3) 町民税・県民税それぞれの税額を計算します。

町民税：2,025,000円 × 6% = 121,500円

県民税：2,025,000円 × 4% = 81,000円

## 所得税と異なる取り扱い

分離課税の対象となる退職所得は、所得税における退職所得の取り扱いと大きく異なり、所得金額から差し引く所得控除などの適用はなく、他の所得の計算上生じた損失がある場合の損益通算や、繰り越された損失の金額がある場合の繰越控除も行うことはできません。

また、扶養控除や配偶者控除などの所得控除の該当要件でもある合計所得金額や総所得金額等には含まれません。

区分	町県民税	所得税
所得控除	適用できない(*1)	適用できる
税額控除	適用できない	適用できる
損益通算	通算できない	通算できる
繰越控除	適用できない	適用できる
合計所得金額	含まない	含む
総所得金額等	含まない	含む

\*1：退職所得金額を計算する際に差し引く退職所得控除は適用されます。

# 1.6 公的年金からの特別徴収

## 公的年金からの特別徴収とは

65歳以上（4月1日現在）の公的年金を受給されている方で、個人住民税を納税する義務がある方は個人住民税を公的年金から引き落とし（特別徴収）されます。

法第321条の7の2

●次のいずれかに該当する方は、公的年金からの引き落とし（特別徴収）の対象とはなりません。

- ・介護保険料が年金から引き落とし（特別徴収）されていない。
- ・介護保険料が遺族年金や障害年金から引き落とし（特別徴収）されている。
- ・引き落とし（特別徴収）される個人住民税が、老齢基礎年金の額を超える。
- ・引き落とし（特別徴収）の対象となる公的年金の年金受給額が18万円未満

年金からの天引きは、4月・6月・8月天引き分の「仮徴収」、10月・12月・翌年2月の「本徴収」に分かれており、仮徴収の1回あたりの天引き額は、前年度2月の天引き分と同額になっていましたが、平成25年度税制改正で、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額（仮徴収税額）を「前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額（年税額）の2分の1に相当する額とする」こととされました。

●適用時期：平成29年10月以後に実施する特別徴収から適用

※本改正は、仮特別徴収税額（仮徴収税額）の算定方法の見直しを行うものであり、税負担となる年税額の増減を生じさせるものではありません。

〈令和7年度〉所得が公的年金のみで、令和6年度の税額12,000円で令和7年度の税額10,000円のAさんの場合  
 $(\text{令和6年度の税額 } 12,000 \text{ 円} \times 1/2) \div 3 = 2,000 \text{ 円}$

仮徴収額は2,000円となります。そのため、4月・6月・8月は2,000円ずつ天引きとなります。

本徴収では令和7年度の税額10,000円－6,000円＝4,000円分を天引きします。

$4,000 \text{ 円} \div 3 = 1,333.33 \text{ 円}$ となるため、10月は1,400円、12月及び令和7年2月は1,300円を天引きします。

令和6年度	令和7年度					
令和7年2月	4月	6月	8月	10月	12月	令和8年2月
1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	1,400円	1,300円	1,300円

仮徴収  
 (前年度の1/2に相当する額)

本徴収  
 (年税額から仮徴収税額を差し引いた税額)

# 1.7 町県民税に関するQ&A

## パートで働いている妻の税金と配偶者控除は…？

Q. 私は、昨年1月からパートで働いています。パート収入がいくらまでなら税金がかかりませんか。また、いくらまでなら夫の配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けられるでしょうか。

A. あなたの昨年のパート収入が93万円以下であれば町県民税が、103万円以下であれば所得税がかかりません。93万円を超え100万円以下であれば、町県民税は均等割（5,500円）のみがかかります。また、あなたの収入が103万円以下であれば、夫の配偶者控除の適用を受けることができます。しかし、配偶者特別控除については、適用を受けることができません。103万円を超え201万6千円未満であれば、配偶者特別控除の適用を受けることができます。ただし、夫の給与収入金額が1,195万円を超えている場合は配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はできません。

妻のパート収入 (合計所得金額)	妻の税金		夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
	所得税	町県民税		
93万円以下 (38万円以下)	かからない	かからない	受けられる	受けられない
93万円を超え 100万円以下 (38万円を超え 45万円以下)		均等割が かかる		
100万円を超え 103万円以下 (45万円を超え 48万円以下)				
103万円を超え 201万円6千円未満 (48万円を超え 133万円未満)	かかる	均等割と所得 割がかかる	受けられない	受けられる
201万円6千円以上 (133万円以上)			受けられない	

※「税金の扶養」と「健康保険の扶養」は、別の制度で、収入金額の上限など条件が異なります。「健康保険の扶養」については、夫が勤務する会社にお問い合わせください。

※妻の合計所得金額と夫の合計所得金額によって、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の金額が異なります。詳しい控除額はP.13をご確認ください。

※町県民税の均等割については合計所得金額に応じて、所得割については総所得金額等に応じてかかります。

## 公的年金等収入のみの妻の税金と配偶者控除は…？

< 公的年金等収入のみの場合（妻が65歳未満の方） >

妻の年金収入	妻の税金		夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
	所得税	町県民税		
98万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
98万円を超え 105万円以下		均等割が かかる		
105万円を超え 108万円以下		均等割と所 得割がかか る		
108万円を超え 214万円以下	かかる	かかる	受けられない	受けられる
214万を超え				受けられない

< 公的年金等収入のみの場合（妻が65歳以上の方） >

妻の年金収入	妻の税金		夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
	所得税	町県民税		
148万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
148万円を超え 155万円以下		均等割が かかる		
155万円を超え 158万円以下		均等割と所 得割がかか る		
158万円を超え 243万円以下	かかる	かかる	受けられない	受けられる
243万円を超え				受けられない

## 年金を受給している方の扶養の判定は…？

Q. 私は、サラリーマンで、妻と子どものほか私の父親（68歳）の4人家族です、父親は年金の収入金額が150万円あり、年金以外に所得はありません。この場合、父親を私の扶養とすることができますか。

A. 公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など）の所得は、雑所得として扱われ、これらの公的年金等を受給している方が扶養控除に該当するかどうかの判定は、公的年金等控除額を控除した後の雑所得の金額と他の所得金額を合計した合計所得金額が48万円以下かどうかにより判断します。

お父様の場合には、雑所得の金額は、公的年金等の収入金額の150万円から公的年金等控除額（110万円）を差し引いて40万円となります。したがって、他に所得がなければ、合計所得金額は40万円となり、48万円以下です。あなたを扶養親族とすることができます。

年齢区分	扶養控除に該当する 公的年金等の収入金額
65歳未満の方	108万円以下
65歳以上の方	158万円以下

## 年の途中で引っ越しをしたときの町県民税は…？

Q. 私は、令和7年2月に東浦町からA市に引っ越しをしました。令和7年6月に令和7年度の町県民税（住民税）の納税通知書が送られてきましたが、A市に納めるのではないのでしょうか。

A. 住民税は、1月1日にお住まいの市町村で課税することとなっています。あなたの場合、令和7年1月1日の住所は東浦町ですから、その後に引っ越しをした場合であっても、令和7年度の住民税は、A市ではなく、東浦町に納付していただくことになります。

## 退職したときの町県民税は…？

Q. 私は、令和7年8月に会社を退職しました。町県民税は退職するまで給与から天引きされていました。ところが、先日、令和7年度の町県民税納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか。

A. 給与から町県民税が天引きされている方の場合は、令和7年度の年税額を令和7年の6月から令和8年5月までの12回に分けて納めていただいています。あなたの場合、退職により令和7年の9月から令和8年5月までの分が給与から天引きできなくなりましたので、残額の納税通知書をお送りしました。

## 退職した年の翌年の町県民税は…？

Q. 私は、令和6年11月に会社を退職し、退職時の給与から町県民税が一括して天引きされました。その後は無職ですが、令和7年6月に令和7年度の町県民税納税通知書が送られてきました。間違いではないのでしょうか。

A. 会社勤めの方の町県民税は、前年1月から12月までの所得に対する税額を、6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給与から天引きします。

あなたの場合、令和5年中の所得に対して課税された令和6年度の税額が、令和6年6月から毎月天引きされていましたが、退職により給与から差し引くことができなくなったため、残額を退職時の給与から一括して納入していただきました。

令和7年6月にお送りしました令和7年度の納税通知書は、令和6年中の所得（令和6年1月から退職した令和6年11月までの給与）に対して課税されたものです。

町民税のしおり

---

令和7年4月  
東浦町役場